

令和 7 年度第 1 2 回

下松市農業委員会総会議事録

令和 8 年 3 月 1 0 日（火） 1 0 時から
下松市役所 4 階 庁議室

発言内容については、要旨を記載しています。
個人情報に関連する部分等については●で消しています。

令和7年度第12回下松市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和8年3月10日（火） 10時から

2 開催場所 下松市役所 4階 庁議室

3 農業委員

・出席（8人）

会長 5番 清水 守

会長職務代理者 3番 河村 真弓

1番 内山 禮介 2番 大本 博秀 4番 近藤 政司 6番 田中 結

7番 藤田 善江 8番 松村 将吾

・欠席（0人）

4 農地利用最適化推進委員（全員出席要請）

・出席（6人）

1番 貞久 晋 2番 藤井 清隆 3番 小林 克美 4番 金藤 哲夫

5番 弘中 健治 6番 本村 学

・欠席（0人）

5 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員及び会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第2号 現況確認書について（市街化区域）

6 農業委員会事務局職員

局長 中田 量寄

書記 古谷 大亮

7 会議の概要

会議の概要については次のとおり

第12回 定例総会 会議の概要

事務局	それでは、ただ今より3月の定例総会を開催いたします。農業委員の欠席はございませんので、出席委員は8名です。農業委員の過半数が出席していますので、下松市農業委員会会議規則第7条により定足数を満たしており、総会は成立している事を報告致します。なお、検討事項があるため推進委員全員に出席をお願いしております。それでは議長お願いします。
議長	おはようございます。本日の議事録署名人は大本博秀委員と松村将吾委員にお願い致します。書記の方は事務局にお願いします。 それではよろしくお願い致します。
事務局	議案書1ページをご覧ください。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。申請は1件です。対象土地は1筆でありまして、土地の所在は大字●●●●●●番●。地目は登記簿田、現況田、農振区分は農用地区域外で、面積は325㎡です。権利移動の内容は使用貸借でありまして、貸付人は●●●●●さん、借受人は●●●●●さんです。転用目的は自己用住宅の建築であります。調査報告は近藤政司委員です。よろしくお願いします。
議長	近藤政司委員、お願いします。
近藤委員	ご報告いたします。先月28日に小林克美推進委員と調査に行ってまいりました。場所は●●の●●●●から●●に入って200mくらいの所にあります。これは先日申請がなされた所です。3ページに事業計画図がありますけれど、家を建てられて、排水は左手にずっと線がひいてありますが、そこに出して、●●の川に直接出されるようになっていきます。近隣に迷惑をかけることはありません。以上です。
議長	近藤政司委員、ありがとうございました。ただ今調査委員から説明がありましたが、ご意見がございましたらお願いします。 私のほうから。●●●●●-●の田んぼは●●さんの名前になっているのですね。
事務局	事務局からお答えします。●●●●●-●はですね、1月の総会で審議いただきました、利用権の設定で借受人が●●●●●さんになっております。
議長	はい。●●●●●-●も●●●●●さんですか？
事務局	●●●●●-●は調査しておりません。
議長	要するに耕作面積が1,000㎡を超えているということですね。

事務局 ●●●●―●が1, 326㎡ありますので、これだけで農家としての条件を満たしております。

議長 はい、分かりました。
他にご意見はありますか。金藤哲夫推進委員。

金藤(推)委員 名前が息子さんになっているから、所有権移転になっているかと思ったのですが、利用権の設定だけですね。

議長 はい。
意見もないようですので採決をいたします。議案第1号受付番号1番についてはこれを可とする方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員でございます。議案第1号受付番号1番は農地法第5条許可相当として山口県農業会議の常設審議委員会の報告事案と致します。
次、事務局をお願いします。

事務局 議案第2号、令和8年度最適化活動の目標の設定等についてです。
「令和8年度最適化活動の目標の設定等」内容についてですが、内容の説明の前に、「最適化活動の目標の設定等」について、簡単に説明させていただきます。
「最適化活動の目標の設定等」は、農業委員会の活動の見える化を行うため、最適化活動の実施状況及びその目標の達成状況について点検・評価し、農業委員会等に関する法律第37条の規定により、個人情報を除いた上で、その結果を公表するものです。新年度の目標の設定等については、毎年3月末までに、一般社団法人山口県農業会議の承認を受けた上で、4月末までに、関係機関への通知とその内容の公表が義務づけられております。
それでは、「令和8年度最適化活動の目標の設定等」について、説明いたします。
お手元の「令和8年度最適化活動の目標の設定等」をご覧ください。
まず、1ページ目をご覧ください。Ⅰ「農業委員会の状況」についてです。こちらは、「2020農林業センサス」、山口県及び下松市農林水産課からの情報提供などを元に作成しております。
続きまして、2ページ目をご覧ください。Ⅱ「最適化活動の目標」についてです。1(1)①の現状及び課題は、記載のとおりです。②の目標についてですが、今年度末の集積率を70.0%に設定しております。これは、国からの通知にて、「農地の集積に係る目標」について、「都道府県が定めた集積の目標」を農業委員会の目標として設定するよう定められており、山口県では、令和5年4月に作成された「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」において、農地の集積率について、おおむね70%と定めており、これに基づいておりま

		す。 次に、(2) ①の現状及び課題については、記載のとおりです。 続いて、3 ページ目をご覧ください。(3) の①及び②は記載のとおりです。②の目標については、山口県からの情報提供を元に、権利移動面積の平均の1 割以上を記入しています。2 (1) については、昨年度と同じく月6 日以上としております。(2) については、活動強化月間を3 ヶ月以上設定する必要があること、本市の昨年の農地パトロールの期間がおおむね9 月から1 2 月であることから、記載のとおり設定しております。(3) については、記載のとおりです。説明は以上となります。
議	長	この件について、ご意見がありましたら出して下さい。 私のほうから聞いてみますが、「Ⅱ「最適化活動の目標」の1 最適化活動の成果目標について」の管内の農地面積が3 4 1 h a となっております。少し前に、下松市、周南市、光市とJ A で会議をしましたが、周南地域の計画の作付面積と違うのではないかと思います。確かその時は3 8 0 いくつかになっていたのかと思います。この差は何か関連があるのでしょうか？
事 務 局		こちらの数字につきましては、県からの数字で、「耕地及び作付面積統計」という、県の統計で一律に示されるもので、実態をどこまで反映しているかといのはなかなか難しいところでございます。J A などが出したものは恐らくJ A の調査したもので数字を上げているものだと思います。
議	長	市から提供されたという説明だったからその記憶があったのですが。これは農家数が書いてないですが、その時確か農家数が、市内に9 8 0 いくつあると資料に書いてあったのですが。これは書いてないですが、実際、現状を見た場合に3 4 1 h a を耕作されていると当然思われたい。現状と大きく乖離している、数字が独り歩きしているような、統計上はそうかもしれないですが、現実とは全く違うのではないかと。そのへんは、こういう資料を出していいかどうか分からないのですが、県から指導されているからこういう資料をだしているのかと。現実とは大きく違うということだけは認識をされているというわけですね。
事 務 局		事務局もそういうふうに理解しております。
議	長	それならいいです。J A で、下松市内の水稻の作付目標面積を毎年集計して出すのですが、1 2 0 h a にはいかない。畑とか別の作物を入れてもですね、1 3 0 h a にも満たないのが現状なのです。残りの農地は耕作放棄地または保全管理をされていると理解をするしかない。保全管理がどこまでを言うのかは分かりませんが、カウントされると。遊休農地を解消しようという国の方針がありますが、実際は耕作放棄地を元に戻せるものでもない。私が言いたいのは、市の農政が現状と大きく乖離していると指摘したいと思います。以上です。

金藤(推)委員 私も全く同感でありまして、先般も一般質問で荒廃地の改善について色々提案はして、農業委員会の会長名で出された要望に対してどう応えるのか質問をしたのですが、返ってきません。これをただ出せばいいという話だったらいいですよ。でも現状は会長が言われるように乖離があるわけです。下松市の農政としてどう改善していくのかという施策がまったく見えないからですね、それ以上は、私は追及しなかったですけど。ご覧のように●●なんか、住宅の周りは太陽光発電ですよ。今、電波障害や身体への影響というのは実際におきています。携帯が入らなかったり、乱れたりですね、電磁波で体調が悪くなったり、そういったところも沢山あるものは、この間申し上げて、問題提起はしたのです。今、集積の目標等が出ていますが、下松市で集積できる方向性を持っているのか持っていないのか、農政として集積をするような計画を持っていないのですからね。絵に描いた餅で、書類だけ出せばいいというのなら、それはいいですよ。本当に農業をどうするのかというのをもっと真剣に農政は考えてもらわないと、今からの下松市の農業は全部潰れますよ。

議長 農業委員会の事務局に言っても仕方ないことですが、市と一度対話させて欲しいと思うのですよ。それで、下松市の農政について将来どうするのかを議論して、それから報告をする。やっぱり出来る方向性を求めていくことが大事ではないかと私は思いますが、事務局が橋渡しをしてくれるかどうかは別な話で。是非事務局長にはお願いをしておきたいと思います。その中で、下松市内の自給率が他市に比べて極端に低いと。多分12、3%しかないです。そういう自給率が低い市が食糧のことについてどうするか大きい声で言える市ではないと思うので、本当に危惧しているわけです。市民の皆様が食べるお米でさえ足りない。将来どうするのかと。そういう現状の中で、下松市は農業についてどこまで取り組んでいこうとしているのか、どこまで取り組んでいかなければならないのか話したいと思っておりますので、事務局には地域振興部と議論ができる場を持っていただきたいと思います。

事務局 この、最適化活動の目標の設定等につきましては下松市農業委員会としての目標という位置づけになりますので、市の農政と直接ではないのですが、先ほどおっしゃられた集積率は県の目標で決められていますので、これを置かざるを得ないという状況がございます。そうしたもので作られております。市の農政部局との懇談会等につきましては、新体制になってから、そういった場の提案をしたいと思います。

議長 ひとつよろしくをお願いします。
他にご意見はありますか。意見もないようですので、採決いたします。
議案第2号、農業委員会による最適化活動の推進等について、これを決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

	全員でございますので、議案第 2 号は下松市農業委員会として決定し、公表することにいたします。 次、事務局をお願いします。
事務局	議案書 6 ページ及び 7 ページをご覧ください。報告第 1 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、届出が 5 件ございました。 続きまして議案書 8 ページをご覧ください。報告第 2 号、現況確認書について（市街化区域）ですが、届出が 1 件ございました。 添付書類は完備しておりましたので、現地の状況等を確認し、下松市農業委員会規程第 10 条に基づき、専決により処理いたしました。 報告事項は以上です。
議長	はい。以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。その他について何かありますか。
事務局	はい。その他につきまして数点お願いしたい事項がございます。 1 点目。例年お願いしております、最適化活動 点検・評価の記入のお願いです。 （ 説明 ） 2 点目。農地改良届取扱要領についてです。 これは 11 月総会に取り上げさせていただいたものですが、事務手続きを終えましたので本日お配りしたものが正式なものとなります。下松市農業委員会農地改良届取扱要領で、本日制定です。内容は変えておりません。施行が 4 月 1 日からで、今後畑地造成届に変わります。こちらで本要領の基準に沿って今後、新たに畑地造成、水田埋め立て等を行う者について適用することになります。 仮に本要領の基準を超えるときは、一時転用の許可なり、転用なりの手続きに移ることになるかと思えます。 また、主に市街化調整区域や白地での取り扱いを想定しています。市街化区域は基準を超えた場合であっても、転用届や一時転用届となりますので、総会案件にはなりません。 今後具体的な案件があれば事前にご相談いただけたらと思います。 3 点目。総会日程についてです。来年度はこの日程でいこうと思います。 最後に 4 点目。農地銀行（出し手）についてです。 （ 説明 ）

以上です。

議

長

はい。これで3月の定例総会を閉会いたします。どうも皆さんありがとうございました。

令和8年3月10日

以上会議の顛末を記録し、相違なきことを証するために署名する。

議 長

滑 永 子

署名委員

大本博孝

署名委員

松村将吾